

平成26年12月1日

芦屋市教育委員会

教育委員長 木村 雅史 様

芦屋市文化財保護審議会

会長 安部 みき子

諮問事項 芦屋市指定文化財の指定について

## 答 申 書

平成26年1月28日付け芦教生第1222号で諮問を受けた本審議会は、その価値が極めて高いことを確認しましたので、下記のとおり答申します。

### 記

- 1 寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器は、芦屋市指定文化財の指定に値します。
- 2 名称については、寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器（てらだいせきしゅつど「かみ」「すけ」とうぼくしょどき）とします。
- 3 内 容 別紙のとおり

以 上

## 芦屋市指定文化財の指定について

名 称 寺田遺跡出土「大領」「少領」等墨書土器（てらだいせきしゅつど「かみ」「すけ」とうぼくしょどき）

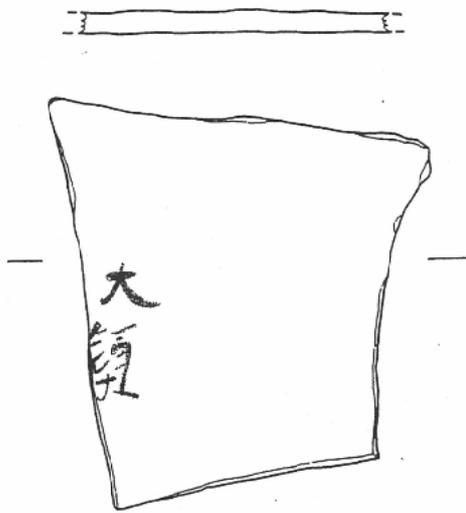
種 別 芦屋市指定有形文化財（考古資料）

内 容 本墨書土器は、5点の須恵器から成る。平成8年度に実施された発掘調査で本市三条南町に所在する寺田遺跡から出土したもので、奈良時代後半（8世紀後半～末）の資料である。

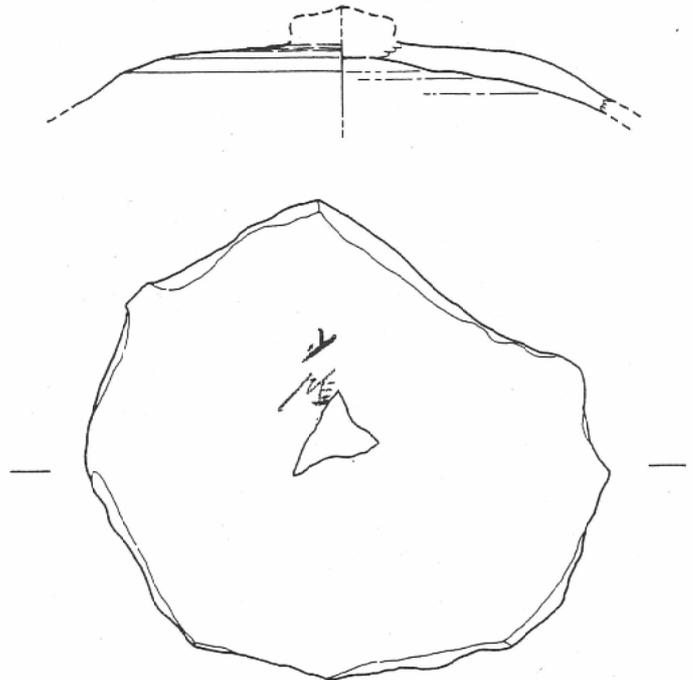
本資料は、古代摂津国菟原郡の郡衙に関連すると推定される施設に伴う苑池状の遺構から出土した。5点の墨書土器は、郡司の四等官制を示すと考えられる「大領」1点、「少領」1点、判読不明3点の墨書が施されるものである。

「大領」の墨書を有する須恵器は、底径8 cm以上の皿の底部の破片である。墨書は外面の中央に認められる。「少領」の墨書を有する須恵器は、須恵器坏蓋の天井部の破片である。墨書は内面の中央に認められる。不明の墨書を有する須恵器3点の内、1点は坏身の底部である。墨書は外面の高台内側に認められる。次の1点は坏蓋の破片である。推定口径13.8 cmを計測する。残る1点は4.5 cm程の小片で坏身片とみられる。墨書は外面に認められる。

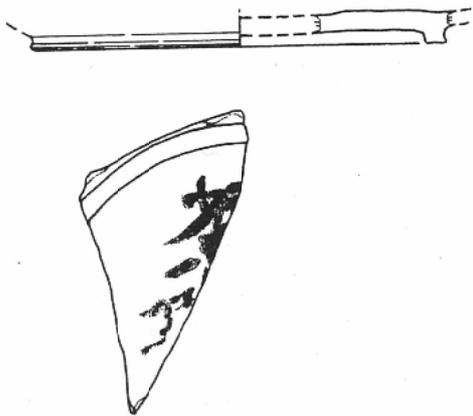
これら寺田遺跡出土の墨書土器5点は、本市域の発展を証するのみならず、古代摂津国菟原郡の郡衙関連施設の所在地を推定する上で重要であり、古代芦屋が兵庫県下において地方行政と在地社会の枢要部の位置を指し示す歴史的遺産として、稀少かつ高い学術的価値を有するものである。



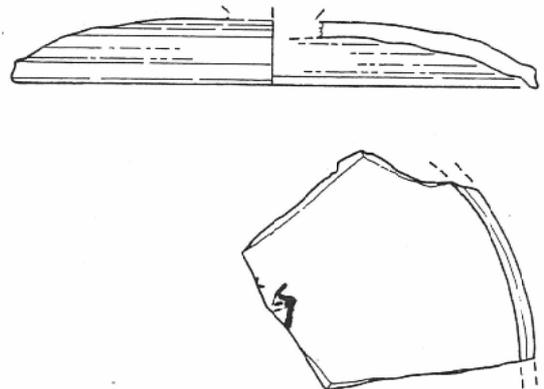
「大領」



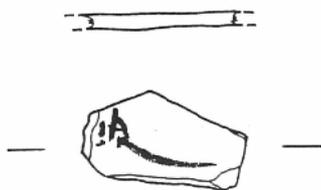
「少領」



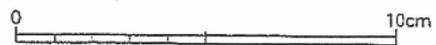
判読不明



判読不明



判読不明

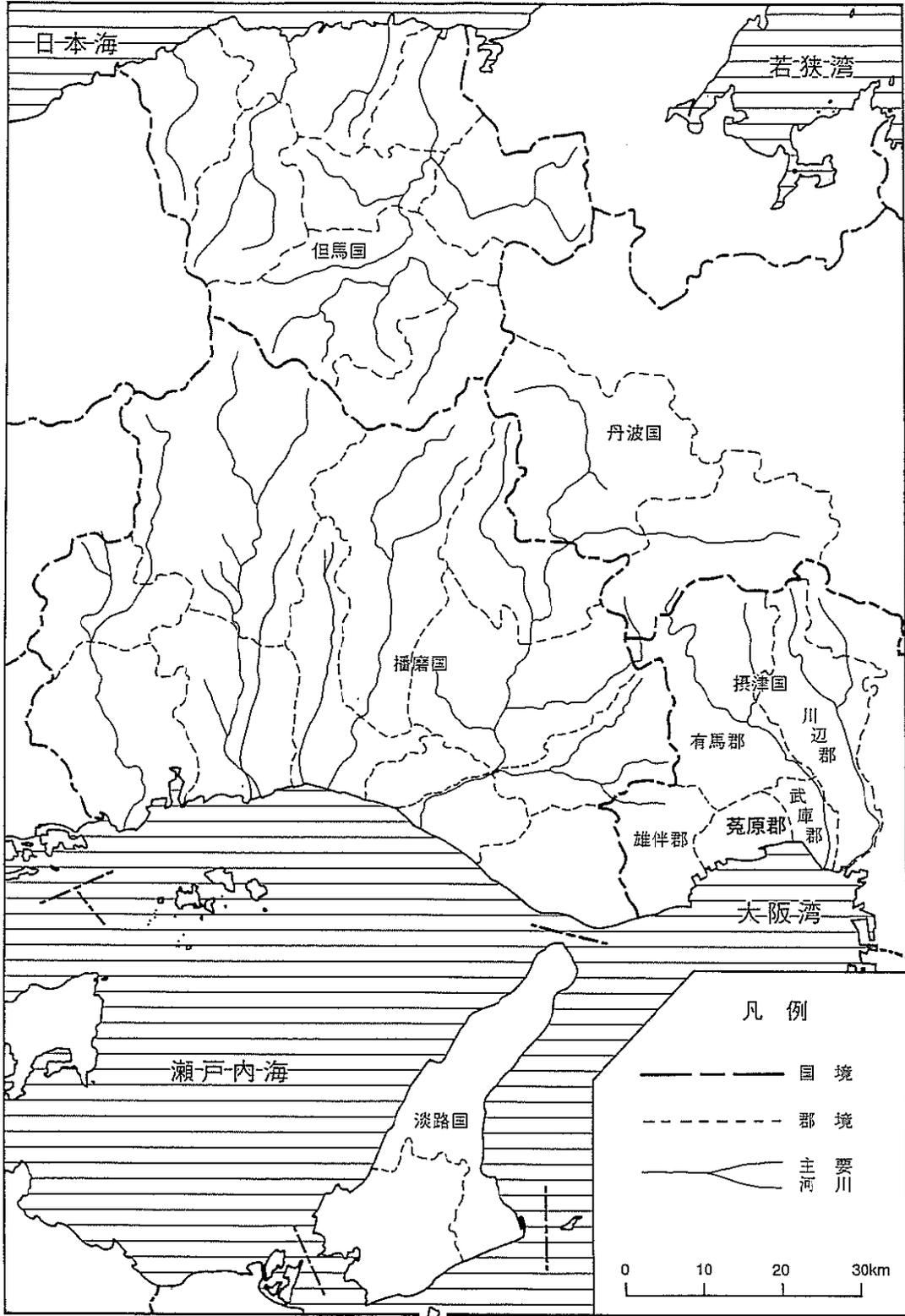




墨書土器 5 点（上段右：「大領」，上段左：「少領」，下段：判読不明）



墨書土器（右：「大領」，左：「少領」）



古代摂津国菟原郡の位置